

令和7年 11 月作成

令和7年度

鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付の手引き

(事業者向け)



鹿島市役所 ゼロカーボン推進室

Ⅰ 補助事業の概要

(1) 補助事業の名称

「鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金」

(2) 補助事業の目的

市民や事業者の皆さまが取り組まれる地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に予算の範囲内で補助金を交付することで取組を促し、2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び 2050 年カーボンニュートラルの実現を目的としております。

なお、この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した補助事業であり、環境省から鹿島市へ交付される交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う市民や事業者の皆さまへ市より補助金を交付する「間接補助」となります。

(3) 補助事業の期間

【令和7年度】

(受付期間)

令和7年 12 月 1 日(月)から令和 8 年1月 30 日(金)

(事業期間)

令和7年 12 月 1 日(月)から令和8年2月27日(金)

※ 事業期間内に工事～実績報告書の提出まで完了させること。

(4) 補助金申請者

補助金の交付申請できる個人は次の(ア)、(イ)いずれかに該当し、(ウ)から(キ)のすべてに該当する方になります。

【(ア)、(イ)いずれかに該当】

(ア) 市内に事業所等を有する法人等であること。

(イ) 市内に事業所若しくは店舗を建築又は購入予定であり、実績報告時点までに本市に事業所等を有する法人等であること。

【以下、全てに該当】

(ウ) 市が実施する利用状況等の調査に必要な情報を提供すること。

(エ) 設置しようとしている設備に対して、国(国の委託を受けた団体含む)が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

(オ) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないこと。

(カ) 市税等の滞納をしていないこと。

なお、PPA やリース事業にて設備を導入する場合は、PPA 、リース事業者が申請者となります。

また、その場合は、設置住宅の所有者が上記の要件を全て満たしている必要があります。

(5) 補助対象事業

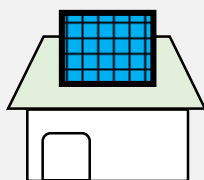
補助対象事業は(ア)の設備を導入する事業が対象となります。

(ア) 太陽光発電設備

(6) 補助額又は補助率

補助対象額は、税抜価格とし補助額又は補助率は以下に示すとおりです。
なお、補助額は、1,000円未満を切り捨てた額になります。

【太陽光発電設備】
(屋根置き等)

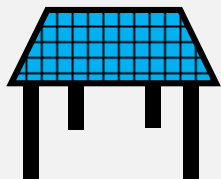


補助額:5万円/kW×設備容量(kW)
(10kW以上100kW以下、上限500万円まで)
※設備容量は小数点以下を切り捨ててください。

【計算例】(補助金交付見込額)

設備容量:50.6kW $\div$ 50kW(小数点以下切り捨て)
=50kW【上限100kWまで】
補助額:5万円/kW
補助金交付見込額:5万円/kW×50kW=250万円

(ソーラーカーポート等)



補助額:対象経費の1/3(上限:500万円)
※設備容量は小数点以下を切り捨ててください。

【計算例】(補助金交付見込額)

設備容量:120.5kW $\div$ 120kW(小数点以下切り捨て)
=100kW【上限100kWまで】
対象経費:2500万円(税抜)
補助額:対象経費(税抜)×1/3or500万円の小さい額
補助金交付見込額:2500万円×1/3 $\div$ 833.3万円>500万円
→500万円【上限額が対象となる。】

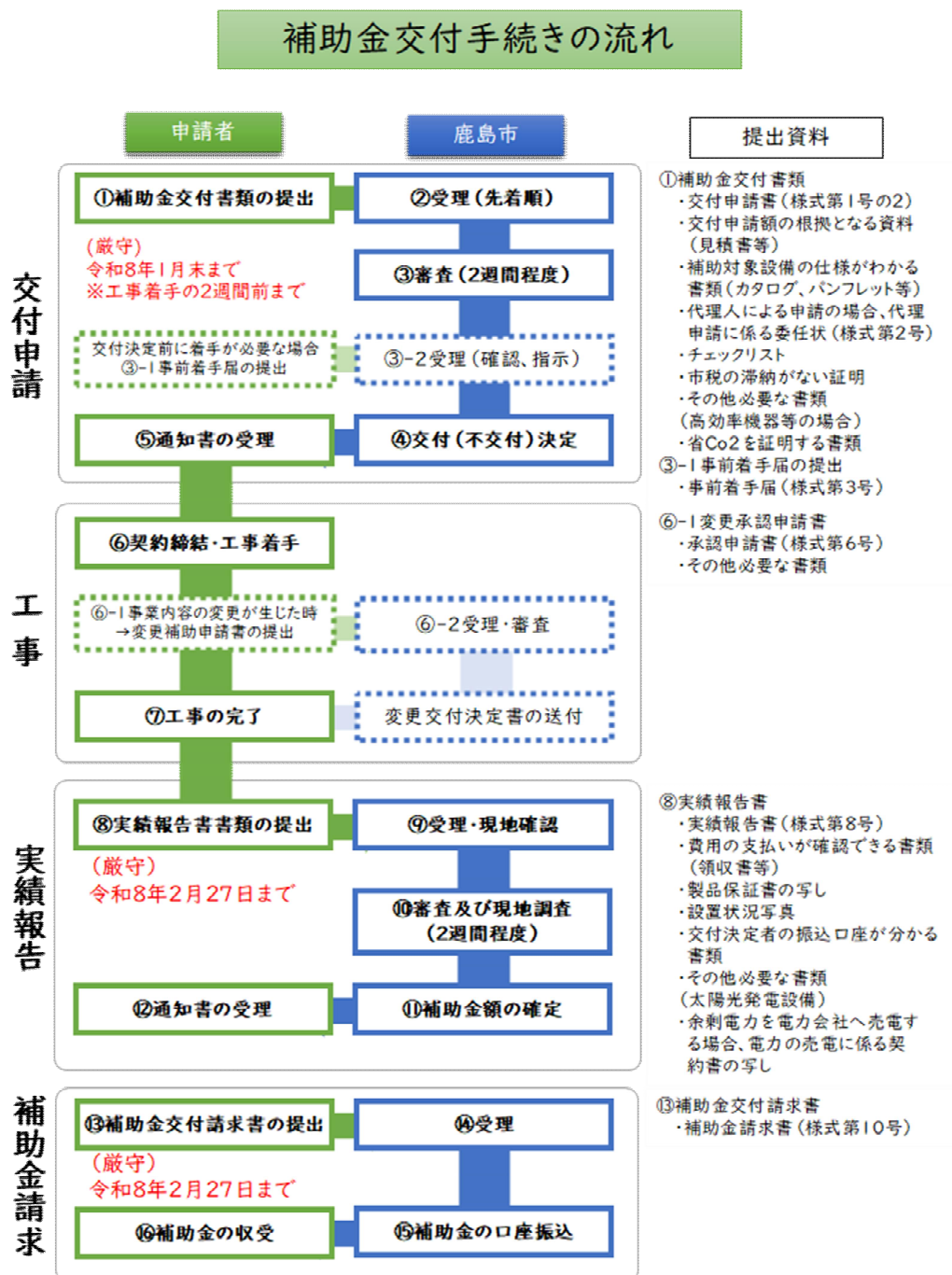
太陽光発電自家消費率について

※設置した12カ月後に太陽光自家消費率報告書の提出が必要です。
なお、事業用:50%未満の場合、補助金返還の対象となります。設備容量を決める際は、設置事業者と十分協議し決定してください。

2 申請 手続き

(1) 申請手続きフロー

補助金の交付申請から受け取りまでの流れは以下のようになります。



なお、補助事業を実施する事業者が申請手続きを代行してもらうことができますが、その場合、「委任状」が必要となります。

(2) 申請、報告書類の問合せ先

鹿島市役所 政策総務部 ゼロカーボン推進室
電話:0954-68-0140
(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

申請、報告書類(関係資料含む)1部を持参又は郵送してください。

(4) 申請の期間・時期

【補助金交付申請】

令和7年12月1日(月)から令和8年1月30日(金)

【変更承認申請】

事業について下記に該当するときは、速やかに提出が必要です。

- (ア) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合
- (イ) 補助事業の内容を変更する場合
- (ウ) 補助金の額を変更する場合
- (エ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (オ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

【補助金実績報告】

設置完了日から起算して60日以内若しくは令和8年2月27日(金)の「いずれか早い日」に提出してください。

(5) 申請、報告書類

申請、報告等には以下に示す書類が必要になります。

【補助金交付申請】

●全ての補助対象設備に必要な書類

(ア) 補助金交付申請書(様式第1号の2)

※ 同意事項を確認後、□にチェックを入れてください。

※ 手続きを代行して申請する場合は「委任状(様式第2号)」を添付してください。

(イ) 交付申請額の根拠となる資料(見積書等【内訳の記載必須】)

(ウ) 補助対象設備の仕様がわかる書類(カタログ、パンフレット等)

(エ) 補助対象設備の設置位置図及び設置図面

(オ) 設置する住宅の位置図

(カ) 工事着工前の現場写真(※新築等設置する建物が無いの場合は不要)

(キ) 提出書類チェックリスト

(ク) 市税の滞納がない証明

(ケ) その他市長が必要と認める書類

(コ) 太陽光発電量・自己消費量が分かるシミュレーション結果

【変更承認申請】

- (ア) 補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)
- (イ) 補助事業の変更内容が分かる書類
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

【実績報告書】

- (ア) 補助金実績報告書(様式第9号)
- (イ) 補助対象設備の費用の支払いが確認できる書類(領収書等)
- (ウ) 製品保証書の写し
- (エ) 設置状態を示す写真【住宅の一部と機器が写るもの(設置数量、設置状況が分かる物)、対象施設の製造番号等が分かるもの】
- (オ) 交付決定者の振込先口座が分かる書類
- (カ) その他市長が必要と認める書類
- (キ) 余剰電力を電力会社へ売電する場合、電力の売電に係る契約書の写し

【補助金交付請求書】

- (ア) 補助金請求書(様式第10号)

【太陽光発電設備に係る報告】※手引き 4. その他(2) 参照

太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた場合、設置した日の属する月の翌月から12カ月後までの利用状況を報告する必要があります。

- (ア) 太陽光発電自家消費率報告書(様式第11号)
- (イ) 発電量及び売電量の数量が分かる書類

※自家消費率が事業者は50%未満となる場合、交付した補助金は返還対象となります。

3 補助対象となる範囲

(1) 補助対象の要件

【共通】

1. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象となる事業（重点対策加速化事業）に準ずること。（国の要綱の別紙2参照。）
2. 国（国の委託を受けた団体を含む。）から、補助対象設備に係る補助金を受けていないこと。
3. 補助金申請時に事業着手前（契約締結、工事着工前）であること。
4. 補助対象設備は、財産処分制限期間を超えて使用すること。
5. 財産処分制限期間を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
6. 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
7. 補助対象設備は、未使用（新品）設備であること。（中古設備でないこと。）
8. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
9. 各種法令等を遵守した設備であること。

【太陽光設備】

1. 固定価格買取制度（FIT）、FIP 制度の認定を取得しないこと。
2. 10kW以上の設備であること。
3. 電気事業法に定める自己託送を行わないものであること。
（法第2条第1項第5号ロ「接続供給（自己託送）」）
4. 設置後、12カ月経過後に自家消費率に関する報告書を提出すること。
（（4）その他（2）参照）
5. 発電した電力を住宅居住者自らが30%以上消費すること。
（自家消費率のイメージ）
発電した電力を自家で消費した使用量：3,000kWh
設備の年間発電量：7,000kWh
自家消費率 $3,000 \text{ kWh} \div 7,000 \text{ kWh}$ 42.9%「30%以上達成」
年間の電力使用量 2,000kWh
設備の年間発電量 7,000kWh
自家消費率 $2,000 \text{ kWh} \div 7,000 \text{ kWh}$ 28.6%「30%以上未達」
6. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
7. 各種法令等を遵守した設備であること。

(2) 補助対象となる費用

補助対象となる費用は消費税および地方消費税は除いた設備の導入に必要となる設備費（設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費）、工事費（材料費、労務費等）になります。

なお、撤去に係る費用は補助対象外となります。

以下は補助対象となる費用の参考例になります。

【太陽光発電設備】

- ・ 太陽電池モジュール
- ・ 架台
- ・ パワーコンディショナー（インバーター、保護装置）
※蓄電システムと一体型（ハイブリッド）の場合、蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分のみを計上することができる。
- ・ その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器など）
- ・ 工事費（配線・配線器具、電気工事 など）

4 その他

(1) 財産処分の制限

補助金を活用して導入した設備は、下表に示す期間は財産の処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））に制限を受けます。なお、やむを得ない理由により下表に示す期間内に処分を行う必要がある場合、手続きが必要になります。

対象設備	財産処分制限期間
太陽光発電設備	17年

(2) 太陽光発電自家消費率実績報告

補助金を活用して太陽光発電設備を導入した場合、発電した電力量と自家消費率等の実績を報告する必要があります。

なお、報告に必要となる発電量、自家消費量は、設置されている発電モニター等によりご確認ください。（報告方法に関しては要綱の第14条をご確認ください。）

【報告期間】

- ・ 設備を導入した日の属する月の翌月から12カ月後までの期間
（令和7年7月15日に設置した場合）
令和7年8月1日から令和8年7月31日
※なお、それ以降の年も報告の依頼を行う場合があります。

【報告期限】

- ・ 報告期間最終日から起算して60日以内
（令和7年7月15日に設置した場合）

令和8年7月31日（年最終日）から60日以内

【報告資料】

- ・ 太陽光発電自家消費率報告書（様式第11号）
- ・ 発電量及び売電量の数量が分かる書類

(3) 補助金の返還

以下に示す事項に該当する場合、

補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただくことがあります。

（補助金返還に関する詳細は要綱の第15条をご確認ください。）

- ・ 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- ・ 補助金を他の用途に使用した場合
- ・ 支出額が予算額に比べて減少した場合
- ・ 市が実施する調査を拒み又は指示に従わなかった場合